

【資料4】子ども子育て会議資料
平成30年2月7日

流山市学童クラブガイドライン (案)

流山市教育委員会

目 次

第 1 章	総 則	1
1	位置付け	1
2	定義	1
3	根拠及び目的等	2
4	基本理念	5
5	整備及び設置	5
6	委託	6
7	対象児童	8
8	開所条件	8
9	保育料等	9
第 2 章	入所・退所	11
1	入所基準	11
2	入所	14
3	退所等	16
第 3 章	育成支援	17
1	育成支援の内容	17
2	障害のある児童への対応	18
3	特に配慮を必要とする児童への対応	18
4	登所及び降所	19
5	保護者との連携	20
6	秘密保持	20
7	要望及び苦情への対応	20
8	緊急時の対応	21
第 4 章	運 営	22
1	支援員等	22
2	支援の単位	22
3	職員体制	23
4	研修	24

第 5 章	施設及び設備等	26
1	専用区画	26
2	施設、設備及び備品等	26
第 6 章	衛生管理及び安全対策	28
1	衛生管理	28
2	安全対策	28
第 7 章	学校及び地域等との連携	29
1	学校との連携	29
2	地域等との連携	29
3	市及び運営主体相互の連携	29

第 1 章 総則

1 位置付け

- (1) この流山市学童クラブガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）は、流山市学童クラブ（以下「学童クラブ」といいます。）に関する基本的事項等を整理するとともに、設置主体や運営主体の違いによらない本市の学童クラブとしてのあり方や目指すべき方向性を示すための標準的仕様として策定するものです。
- (2) また、本ガイドラインは、各学童クラブの実情や創意工夫に基づく運営の柔軟性や多様性に配慮する観点から、最低基準を規定するものではなく、市、運営主体及び支援員等が本市の学童クラブとしてのあり方や目指すべき方向性を確認・共有するための指針とするものです。
- (3) 市、運営主体及び支援員等は、本ガイドラインに基づき、保護者、学校及び地域等の理解と協力を得ながら、本市の学童クラブ事業の推進、各学童クラブの運営及び児童の育成支援に連携・協力して取り組み、その質の向上に努めるものとしします。
- (4) 本ガイドラインは、本市の学童クラブを取り巻く環境や状況の変化、制度改正等に対応するため、必要に応じて見直すものとしします。

2 定義

- (1) 学童クラブとは、市内において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所であって、市が委託（指定管理者制度を含みます。以下同じです。）する法人が運営するものをいいます。
- (2) 公設学童クラブとは、地方自治法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき市が公の施設として設置し、市が指定管理者に指定する法人が運営する学童クラブをいいます。

- (3) 民設学童クラブとは、法人が設置し、市の委託を受けて当該法人が運営する学童クラブをいいます。
- (4) 設置主体とは、公設学童クラブを設置する市及び民設学童クラブを設置する法人をいいます。
- (5) 運営主体とは、公設学童クラブの指定管理者である法人（複合施設の指定管理者が共同企業体である場合にあっては、学童クラブの運営を担当する構成員である法人）及び民設学童クラブを運営する法人をいいます。
- (6) 支援員等とは、運営主体の職員として学童クラブにおいて児童の育成支援に従事する放課後児童支援員及び補助員をいいます。
- (7) 在籍児童数とは、学童クラブに入所し登録上在籍している児童の人数をいいます。
- (8) 登所児童数とは、学童クラブの開所日に登所し実際に出席している児童の人数をいいます。

3 根拠及び目的等

- (1) 本市の学童クラブ事業は、児童福祉法（以下「法」といいます。）上の放課後児童健全育成事業として、流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号。以下「条例」といいます。）に基づき行う事業です。

また、当該事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の第二種社会福祉事業及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）上の地域子ども・子育て支援事業として規定されています。

- (2) 学童クラブ事業は、保護者が労働等（保護者の疾病や介護・看護、障害等も含みます。）により昼間家庭にいない小学校（特別支援学校小学部を含みます。）に就学する児童（以下「放課後児童」といいます。）を対象として、学校の授業終了後及び授業のない日（以下「放課後」といいます。）に、学童クラブ施設や学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与え、保護者や学校、地域等との連携

の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を継続的に支援することを目的とします。

- (3) 市は、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業である学童クラブ事業の実施主体として、需要量の見込みや提供体制の確保方策等について市の子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」といいます。）に位置付け、当該事業の推進を図るものとします。

また、市は、学童クラブ事業の実施主体として、各学童クラブが適切に運営されるよう、運営主体を監督するとともに、当該運営に要する経費について国及び千葉県からの財源を確保し市の予算の範囲内において運営主体に委託料を支出するものとします。

- (4) 市、設置主体、運営法人及び支援員等は、法及び条例のほか、以下の①の関係法令等（公設学童クラブにあつては、以下の②の指定管理者制度の関係法令等を含みます。）を遵守するとともに、放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」といいます。）及び運営指針解説書（平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡。以下「解説書」といいます。）並びに本ガイドラインの内容を踏まえ、本市の学童クラブ事業の推進、各学童クラブの設置・運営及び児童の育成支援を行うものとします。

① 関係法令等

ア 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）

イ 社会福祉法

ウ 子ども・子育て支援法

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

オ 消防法（昭和23年法律第186号）

カ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

- キ 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）
 - ク 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
 - ケ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - コ 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
 - サ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
 - シ 流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成 19 年条例第 39 号）
 - ス 放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日雇児発第 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）
 - セ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について（平成 27 年 3 月 27 日雇児育発 0327 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）
 - ソ その他関係法令等
- ② 指定管理者制度の関係法令等
- ア 地方自治法
 - イ 流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 27 号）
 - ウ 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成 23 年条例第 15 号）
 - エ 流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 52 号）
 - オ 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 28 年教育委員会規則第 6 号）
 - カ 指定管理者制度導入にかかる指針
 - キ 流山市指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン
 - ク 指定管理者制度に係る施設利用の満足度調査実施要領
 - ケ その他関係法令等

4 基本理念

- (1) 児童の権利に関する条約、法及び流山市子育てにやさしいまちづくり条例の理念に則り、幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在として子ども一人ひとりを尊重し、大人の都合ではなく子どもの最善の利益を優先します。
- (2) 放課後に子どもを安全に預かり保護者の元へ帰す責務を常に自覚し、責任感を持って真摯に保育します。
- (3) 子どもの育成支援に日々情熱を持って創意工夫し、子どもが集団の中で生き生きと遊び生活できる学童クラブをつくります。
- (4) 支援員等と子ども達や保護者が互いに継続的な信頼関係を築き、子どもが自ら進んで通い続けられ放課後に安心して生活できる学童クラブをつくります。
- (5) 働く保護者に寄り添い、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- (6) 保護者、学校及び地域等と連携し、子どもをみんなで育む学童クラブをつくります。

5 整備及び設置

- (1) 市は、学童クラブ事業の実施主体として、需要に対応する定員を確保するため、計画に基づき学童クラブを整備するものとしします。

この場合において、市は、公設学童クラブを整備するとともに、6の(2)に基づき適切と認める設置主体が計画に基づき民設学童クラブを整備する場合には、当該整備に要する経費について国及び千葉県からの財源及び市の予算の範囲内において当該設置主体に補助することができるものとしします。

- (2) 市は、流山市立小学校の通学区域（以下「小学校区」といいます。）ごとに公設学童クラブを設置するものとしします。

なお、学童クラブは放課後児童の保育の場として学校からの登所の安全確保が前提となることから、市は、当該学校の校舎内、敷地内又は近隣など、児童が当該学校から徒歩で安

全に登所できる範囲の場所に学童クラブを設置するものとします。

- (3) 民設学童クラブの設置主体は、当該学童クラブが対象とする小学校の近隣など、児童が当該学校から徒歩で安全に登所できる範囲の場所に学童クラブを設置するものとします。

ただし、当該設置主体が、送迎支援事業として当該学校と学童クラブ間の車両による運送等の代替となる手段を提供する場合（当該利用に係る料金を徴収しない場合に限りま

す。）にはこの限りではありません。

6 委託

- (1) 市は、学童クラブ事業の実施主体として、設置主体及び運営主体の違いによらず、その運営に関して一定水準以上の質、継続性・安定性及び入所基準・保育料等の公平性等を確保する観点から、5に基づき整備及び設置された学童クラブの運営を適切と認める事業者に委託するものとします。

- (2) 市から学童クラブの運営を受託する事業者は、学童クラブの運営主体として、本ガイドラインの内容を踏まえて適切に運営するものとします。

- (3) 市は、法に基づく届出及び条例に基づく基準に適合して運営しようとする事業者であって、安定した経営基盤や運営体制のほか、児童の健全育成や地域の実情についての理解を十分に有し、継続的・安定的に運営することができる事業者に学童クラブの運営を委託することができるものとします。

その場合において、受託できる事業者（複合施設の運営を共同企業体として受託する場合にあっては、学童クラブの運営を担当する構成員である事業者）は、以下の①の要件のいずれかに該当する事業者（法人に限ります。）であって、かつ、②の事項のいずれにも該当しないものとします。

① 事業者要件

ア 市内に本部又は運営拠点がある社会福祉法人

イ 市内に本部又は運営拠点がある特定非営利活動法人

ウ 市内に本部又は運営拠点がある学校法人

- エ 市内に本部又は運営拠点がある社団法人
- オ 児童福祉事業を現に運営している事業者（類似する事業を現に運営している事業者であって、市が適当と認めるものを含む。）

② 欠格事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当するもの
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当するもの
- ウ 地方自治法第92条の2、第142条又は第166条に該当する者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続の開始決定がされていないもの
- オ 国税、県税又は市税を滞納している者
- カ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体であること。また、役員に同条第6号に規定する暴力団員がいること。
- ク 地方自治法第244条の2第11項に規定する者に該当するもの
- ケ 学童クラブを円滑に運営できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- コ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6か月以内に手形又は小切手を不渡りにした者

7 対象児童

- (1) 各小学校区の公設学童クラブの対象児童は、原則として当該小学校に就学する放課後児童とします。
- (2) 民設学童クラブの対象児童は、原則として当該学童クラブの設置主体が定める小学校の放課後児童とします。
- (3) 流山市立小学校以外の学校の放課後児童（市民に限ります。）については、当該児童の居住する小学校区の公設学童クラブ又は当該小学校区を対象とする民設学童クラブの対象児童とします。ただし、保護者等の送迎により登所及び降所の安全が確保できる場合に限ります。
- (4) 運営主体は、(1)～(3)の対象児童（以下「基本対象児童」といいます。）の入所決定の後に受け入れが可能な場合においては、基本対象児童以外の放課後児童を対象児童とすることができるものとします。ただし、当該児童を基本対象児童とする学童クラブに入所できない場合であって、保護者等の送迎により登所及び降所の安全が確保できる場合に限ります。

8 開所条件

(1) 開所日

月曜日から土曜日

ただし、(2)の休所日を除きます。

(2) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

ただし、運営主体は、必要と認めるときは市の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時に休所日とすることができるものとします。

(3) 開所時間

① 基本開所時間

学校の授業のある日 授業終了後から午後6時まで

学校の授業のない日 午前8時から午後6時まで

② 延長保育時間

すべての開所日 午後6時から午後7時まで

学校の授業のない日 午前7時から午前8時まで

(4) その他

保護者がやむを得ない事情により、延長保育時間を超えて保育を希望する場合、運営主体の自主事業として夜間特別保育を実施することができるものとします。

この場合の時間は、開所時間終了後から最長午後9時までの範囲で、運営主体が設定するものとします。

9 保育料等

(1) 收受

運営主体は、自身の収入として保護者から保育料等を收受し、当該学童クラブの運営に要する経費に充当するものとします。

(2) 保育料等の額

① 保 育 料 月額9,500円

② 延長保育料 1回100円

③ そ の 他 運営法人の自主事業として夜間特別保育を実施する場合の料金は、運営主体が設定するものとします。

(3) 納入期限

① 保 育 料 毎月25日(入所した日が25日後であるときは、翌月の25日とし、これらの日が休所日に当たる場合にあっては、これらの日後において最も近い開所日)

② 延長保育料 翌月の25日(その日が休所日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い開所日)

③ そ の 他 運営法人の自主事業として夜間特別保育を実施する場合の納入期限は、運営主体が設定するものとします。

(4) 日割計算

児童が月の途中に入所し、又は退所した場合における当該月の保育料は、当該月に当該児童が利用可能であった日数

(25日を超えるときは25日)を25で除した数を当該保育料に乗じて得た金額(10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額)とします。この場合において、既に当該額を超えて納入された当該月分の保育料があるときは、その差額を還付するものとします。

(5) 減免

① 運営主体は、保護者の属する世帯が以下のア～オのいずれかに該当するときは、当該に定める割合を当該保護者が納入すべき保育料の額に乗じて得た額を当該保護者が納入すべき保育料から減免するものとします。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯 100分の100

イ 世帯に属する者の全てが前年度分の市町村民税が非課税の世帯 100分の100

ウ 世帯に属する者の全てが前年分の所得税が非課税の世帯であって、かつ、前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(ア及びイに掲げる世帯を除く。) 100分の60

エ 世帯に属する者の全てが前年分の所得税が非課税の世帯であって、かつ、前年度分の市町村民税のうち所得割の税額が5,000円未満である世帯(ア及びイに掲げる世帯を除く。) 100分の30

オ その他市が必要と認める世帯(ア～エに準ずる世帯)
市が必要と認める割合(ア～エに準ずる割合)

② 市は、減免した保育料に相当する額を運営主体に補償するものとします。

③ 運営主体は、保育料の減免制度について利用者全員に広く周知するものとします。

(6) 滞納防止

運営主体は、受益者負担の公平性や運営に要する財源の安定性を確保する観点から、保育料等の滞納の防止に努めるものとします。

第 2 章 入所及び退所

1 入所基準

(1) 入所要件

入所基準を適用する要件は、放課後児童の保護者が以下の①～⑥のいずれかの事由に該当するときとします。

- ① 就労 月の就労時間の合計が64時間以上であって、月12日以上かつ1日5時間以上労働することを常態とすること。
- ② 妊娠・出産 出産予定日をはさんで前後2か月合計5か月以内であること。
- ③ 疾病・障害 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 災害復旧 震災、風水害、火災その他の被害を受け、その復旧に当たっていること。
- ⑤ 就学 学校に在学している又は職業訓練を受けていて、月の就学時間の合計が64時間以上であって、月12日以上かつ1日5時間以上就学することを常態とすること。
- ⑥ その他 昼間家庭で保育できないと市が認める事由（介護、看護、DV等）に該当すること。

(2) 優先児童

運営主体は、入所要件を満たす児童のうち、小学校3年生までの児童及び障害のある児童（以下「優先児童」といいます。）を優先して受け入れるものとします。

優先児童以外の入所要件を満たす児童については、優先児童の入所決定の後に受け入れが可能な場合において受け入れるものとします。

(3) 利用指数及び調整指数

運営主体は、入所児童の選考が必要な場合は、保護者の状況等を踏まえて選考するものとし、利用調整に当たっては、以下の①の利用指数及び②の調整指数を合算した値が高い順に優先順位を決定するものとします。

この場合において、当該合算した値が同じ場合は、児童の生活・保育の現状から見て緊急度の高い順に優先順位を決め、調整を行うものとします。

① 利用指数

保護者の状況				利用指数
労働することを常態としている	外勤	常勤者	月20日以上かつ1日8時間以上	10
		専従者	月20日以上かつ1日6時間以上	9
		パート 臨時等	月20日以上かつ1日8時間以上	9
			月16日以上かつ1日6時間以上	7
			月12日以上かつ1日5時間以上	5
	自営業	事業主	月20日以上かつ1日8時間以上	9
		専従者	月20日以上かつ1日6時間以上	8
		協力者 補助者	月16日以上かつ1日6時間以上	7
月12日以上かつ1日5時間以上			4	
妊娠中であるか又は出産後間がないこと	妊娠・出産		妊娠障害等により30日以上入院見込みがあるとき、又は多胎妊娠のとき	8
			出産予定日をはさんで前後2か月合計5か月以内のとき	6
疾病・負傷又は精神・身体に障害を有している	疾病	入院	1か月以上入院している場合（入院予定を含む。）	10
		居宅内療養	30日以上療養が必要で常時寝たきりの状態にある者	9
			定期的な通院加療が必要で児童の保育に当たれない者	7
	障害	身体障害者手帳1級、2級		10
		精神障害者保健福祉手帳1級、2級		
		療育手帳A以上		10
		上記以外の障害		7

災害復旧	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため児童の保育に当たれないとき		11
就学	就労を前提に職業訓練校や各種の学校に通学するとき	月20日以上かつ1日8時間以上	9
		月20日以上かつ1日6時間以上	8
		月16日以上かつ1日6時間以上	7
		月12日以上かつ1日5時間以上	5
その他	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等で母子家庭又は父子家庭となっているとき		10
	昼間家庭で保育できないと市が認める事由（介護、看護、DV等）に該当するとき		1～10

② 調整指数

	条件	調整指数
加算指数	1年生	+9
	2年生	+7
	3年生	+5
	4年生	+3
	5年生	+1
	ひとり親世帯	+1
	生活保護法による扶助を受けているとき	+1
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+1
	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	+1
	一定の障害がある児童を保育しようとするとき	+1
	産休、育児休業期間が終わり、職場復帰するとき	+2
	兄弟姉妹がその学童クラブに既に入所しているとき	+1
	父母が別居（海外等単身赴任・拘禁）しているとき	+1
	保留決定後、3か月以上が経過しているとき	+1
	児童福祉等の観点から、特に調整が必要と認められるとき	+1～+10

減算指数	同居する祖父母（65歳以上を除く。）や近隣に居住する親族が保育に当たることができるとき	- 1
	理由なく過去3か月以上の保育料を滞納しているとき	- 5
	保育料の滞納が6か月以上あり、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないとき	- 10

2 入所

(1) 定員

各学童クラブの定員は、当該学童クラブの設置主体が定めるものとします。

(2) 入所期間

学童クラブの入所期間は、原則として各年度4月1日から3月31日までとし、入所の申請及び決定は単年度ごとに行うものとします。

(3) 入所申請及び入所決定

運営主体は、原則として以下の①及び②の申請期間において入所の申請を受け付けるものとし、入所基準及び定員に基づき、以下の①及び②の標準処理期間において入所の可否を決定し通知するものとします。

①当初入所申請

年度当初からの入所について申請を受け付ける期間は、前年度の12月中の開所日とし、2月中旬までに入所の可否を決定し結果を通知するものとします。

②随時入所申請

運営主体は、①の申請期間終了後も随時、入所申請を受け付けるものとします。

この場合において、申請を受け付ける期間は、入所を希望する日の属する月の前月10日（その日が休所日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い開所日）までとし、当該申請期間終了後14日以内に入所の可否を決定し結果を通知するものとします。

(4) 弾力的運用

運営主体は、年度当初からの入所を希望する優先児童については、原則として全員を受け入れるよう努めるものとし、この場合において、在籍児童数が定員を超えるときは、以下の①又は②に基づき条例の基準に適合する範囲内において弾力的に運用するものとし、

なお、市は、在籍児童数が定員を大幅に上回る状況が長期にわたり継続することのないよう、学童クラブを計画的に整備し、需要に対応できる定員を確保するよう努めるものとし、

① 年度当初4月の在籍児童数に対して当該月における土曜日を除く開所日の登所児童数の平均が概ね8割程度であることや、在籍児童数も4月をピークに夏休み後から年度末に向けて徐々に減少する傾向があることなどを考慮して、定員に100分の20を乗じて得た在籍児童数の範囲内において、定員を超えて児童を受け入れることができるものとし、

② 運営主体は、第5章の1の専用区画の面積を在籍児童数1人当たり1.65㎡以上確保できる場合には、定員を超えて児童を受け入れることができるものとし、

市は、この場合において面積が不足する場合には、放課後に使用可能な特別教室等を活用できるよう必要な調整や備品の整備などを行い、適切な面積及び環境を確保するよう努めるものとし、

(5) 待機児童

① 運営主体は、入所要件を満たす申請者で入所不許可となったものは待機児童として扱うこととし、受け入れ可能となったときは、随時入所申請の申請者と合わせて、優先度の高い者から順に入所を許可するものとし、

② 市及び運営主体は、1小学校区を対象として複数の運営主体が存在する場合であって待機児童が生じるときは、連携して当該学童クラブの入所申請や待機児童の状況を把握し、必要なあっせん又は調整等に努めるものとし、

(6) 案内

- ① 市は、入所申請の概要や日程等について、広報ながれやま及び市ホームページに掲載し、広く周知するものとします。
- ② 運営主体は、各小学校区の新1年生に対し、流山市立小学校の就学時健康診査の際に、文書で入所の案内を配付するものとします。
- ③ 運営主体は、具体的な申請手続や学童クラブの運営内容等についてホームページやしおり等にわかりやすく掲載するとともに、小学校区ごとに入所説明会を開催し、保護者への周知を図るものとします。

3 退所等

- (1) 運営主体は、保護者が入所要件を満たさなくなったときは、速やかに学童クラブへ申し出るよう周知するものとします。
- (2) 運営主体は、保護者が学童クラブを退所しようとするときは、あらかじめ退所届を学童クラブへ提出するよう周知するものとします。
- (3) 運営主体は、感染症の疾病を有するときなど、学童クラブの運営上の支障としてやむを得ない事由があると認められるときは、あらかじめ市と協議した上で児童の入所を制限し、又は入所の許可を取り消すことができるものとします。

第3章 育成支援

1 育成支援の内容

- (1) 支援員等は、流山市子育てにやさしいまちづくり条例の理念に基づき、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在と認識し、運営指針及び解説書の第2章における児童の発達の特徴や発達過程を理解した上で、子ども一人ひとりの発達過程に配慮した支援の提供に努めるものとしします。
- (2) 支援員等は、学童クラブが年齢の異なる児童が共に遊び生活する場であることに留意し、児童が集団の中で互いに尊重し合える関係が構築できるよう配慮するものとしします。
- (3) 支援員等は、学童クラブにおける集団の中での遊びや生活を通じて、児童の自主性、社会性及び創造性を育て、基本的な生活習慣が身に付くよう、創意工夫して育成支援を行うものとしします。
- (4) 支援員等は、学童クラブに通うことについての必要性を児童が理解し、自ら進んで通い続けられるよう、保護者と連携・協力して支援するものとしします。
- (5) 運営主体及び支援員等は、おやつについて補食としての栄養面、活力面及び食育面も考慮し、児童の成長に合わせて適切に提供するよう努めるものとしします。また、休息时间であることを踏まえて、おやつが児童にとって楽しみな時間となるよう工夫に努めるものとしします。
- (6) 運営主体及び支援員等は、授業がない日における昼食や夜間特別保育における補食又は軽食などの提供を保護者が希望する場合には、当該保護者の実費負担により仕出し弁当等を手配するなど、可能な範囲での配慮に努めるものとしします。
- (7) 運営主体及び支援員等は、(5)及び(6)等の提供に当たっては、衛生管理を徹底するとともに、アレルギー等に配慮するものとしします。
- (8) 支援員等は、放課後の生活の一環として、一定の時間や環境を設けて宿題や自習等の自主的な学習活動への取り組みを

促すなど、児童が自ら家庭学習に取り組む習慣を身に付けるための支援を行うものとします。また、宿題については保護者の考えも聞き共通の理解を持つよう努め、困っている児童には可能な範囲で支援に努めるものとします。

なお、学童クラブにおいて学習支援を希望する保護者には、学童クラブが遊びと生活の場であることに理解を得るよう努めるとともに、家庭においても、可能な範囲で児童の音読を聞いたり学習内容に目を通したりして励ましてもらうことで、家庭でのふれあいやコミュニケーションを深め、学習意欲を高めることに繋がることなどに理解を得るよう努めるものとします。

2 障害のある児童への対応

- (1) 市、運営主体及び支援員等は、障害のある児童が学童クラブを利用できる機会が確保されるよう、適切な環境整備に努めるものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、児童や保護者との面談などを通して、児童の障害の状況を正確に把握するとともに、家庭での状況や保護者の意向等を確認し、計画的に児童の支援に当たるものとします。
- (3) 運営主体及び支援員等は、保護者や学校、その他の専門機関と連携・協力して、児童の特性に応じた支援方法を検討するものとします。

3 特に配慮を必要とする児童への対応

- (1) 支援員等は、児童虐待が疑われるときは、学童クラブの事業所長と協議の上、市または児童相談所へ速やかに報告するものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、特に配慮を必要とする児童への対応については、保護者、市、学校その他専門機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとします。

4 登所及び降所

- (1) 運営主体及び支援員等は、保護者、学校及び地域等と連携し、児童の登所及び降所の安全確保に努めるものとします。
- (2) 支援員等は、授業のある日の登所について、集団での登所を推進するほか、学童クラブが学校の敷地外にある場合は、学校や地域のボランティア等と連携し、児童の登所の安全確保に努めるものとします。
- (3) 支援員等は、授業がない日の登所について、原則として付き添いの保護者から直接、児童を預かるものとします。ただし、事前に保護者から申し出があった場合は、その指定する18歳以上の者から確実に児童を預かるものとします。
- (4) 支援員等は、降所について、原則として迎いの保護者に直接、児童を引き渡すものとします。ただし、事前に保護者から申し出があった場合は、その指定する18歳以上の者に確実に引き渡すものとします。
- (5) (3) 及び(4) は、児童が学童クラブ外部の習い事等に通う場合について準用します。
- (6) 送迎支援事業として車両による運送を行う民設学童クラブの運営主体は、法令等を遵守し安全運行を徹底するとともに、当該車両に運転士のほか支援員等を1名以上同乗させるものとします。また、(3) 及び(4) は、この場合について準用し、「支援員等」とあるのは「同乗する支援員等」と読み替えます。
- (7) 保護者の送迎は、児童の登所及び降所の安全確保のほか、日頃から支援員等と保護者がコミュニケーションを図り、学童クラブにおける適切な児童の育成支援に繋げるための機会でもあり、運営主体及び支援員等は、その必要性について保護者の理解を得るよう努めるものとします。
- (8) 市、運営主体及び支援員等は、保護者がやむを得ない事情により送迎が困難なときのために、流山市ファミリー・サポート・センターの入会及び利用の周知に努めるものとします。この場合にあつては、当該制度が地域における育児の相互援助を趣旨とすることを踏まえて、利用会員のほか提供会

員（両方会員）としての登録を周知するなど、地域及び保護者相互の助け合いの促進に努めるものとします。

5 保護者との連携

- (1) 支援員等は、送迎の際に、学童クラブや家庭での様子について情報交換するよう努めるものとします。また、必要に応じて連絡帳や個人面談等の方法を適切に活用するものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、学童クラブでの活動について、ホームページや定期的な通信の発行など、積極的な情報発信に努めるものとします。
- (3) 支援員等は、あらかじめ児童の出欠が把握できるように、必要な措置を講じるとともに、急な欠席の連絡など、緊急時の連絡方法について定めておくものとします。

6 秘密保持

- (1) 運営主体及び支援員等は、個人情報や業務上知り得た児童またはその家族の秘密については、関係法令等を遵守して適切に取り扱うものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、児童について、市及び学校その他の関係機関等と情報交換及び共有等が必要な際は、あらかじめ保護者からの同意を得るものとします。

7 要望及び苦情への対応

- (1) 運営主体は、要望や苦情に迅速に対応できるよう、相談窓口を設置するものとします。相談窓口については、施設内に掲示するほか、入所のしおり等に掲載し、周知を図るものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、要望や苦情を受け付けた際は、迅速に適切な解決に努めるものとします。また、多様な子育て観を持つ保護者の声に誠実に対応し、事実関係を把握して丁寧な説明に努め、誠意をもって話し合うことで、より良い学童クラブの運営につなげていく意識を持って対応するよう努めるものとします。

(4) 運営法人及び支援員等は、要望や苦情への対応方法について職員間で定期的に確認し共有するものとします。

8 緊急時の対応

(1) 運営主体及び支援員等は、緊急時の連絡体制を整備し、あらかじめ保護者へ周知するものとします。

(2) 支援員等は、学童クラブでの保育中に、児童の体調不良や負傷等が生じたときは、速やかに市及び保護者へ連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

(3) 運営主体は、児童や放課後児童支援員の事故や怪我等に備え、損害賠償保険及び傷害保険等に参加するものとします。

(4) 運営主体及び支援員等は、インフルエンザ等の感染症で学級閉鎖となった際は学童クラブでの保育は実施しないものとします。ただし、学級閉鎖により短縮日課となった当日に限り、学童クラブで受け入れるものとします。

(5) 運営主体及び支援員等は、学童クラブの開所中に災害が発生した場合は、原則として保護者に引き渡すまでの間、学童クラブで受け入れるものとします。ただし、災害の状況に応じて、市または関係機関から指示があるときは、その指示に従い対応するものとします。

第4章 運営

1 支援員等

(1) 放課後児童支援員は、学童クラブにおいて児童の育成支援を行う者であって、以下の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したもの（平成32年3月31日までに当該認定資格研修を修了する予定のものを含みます。）とします。

① 保育士の資格を有する者

② 社会福祉士の資格を有する者

③ 高等学校を卒業した者又は相当の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの（類似する事業に2年以上従事した者であって、市が適当と認めたものを含む。）

④ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

⑤ 大学（大学院及び外国の大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修（専攻）する学科（研究科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの学科又は相当する課程を修めて優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者を含む。）

(2) 補助員は、放課後児童支援員以外の者であって、放課後児童支援員が行う支援を補助するものとします。

(3) 障害児支援員は、障害のある児童を受け入れる学童クラブにおいて当該児童の支援を行う支援員等であって、当該支援に必要なとなる専門的知識等を有するものとします。

2 支援の単位

(1) 運営主体は、学童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設・設備や職員体制等の状況を総合的に勘案し、適切な児童集団の規模で運営するものとします。

(2) 適切な児童集団の規模としての支援の単位は、児童が相互に関係性を構築し、集団としてまとまりをもってともに生活したり、支援員等が児童一人ひとりと信頼関係を築いたりできる規模として、1単位の在籍児童数を原則として40人以下とします。

ただし、第5章の1の専用区画の面積及び形態並びに第2章の2の(4)の①の弾力的運用などを考慮し、条例の基準に適合する範囲内において、1単位の在籍児童数を概ね50人以下とすることができるものとします。

(3) 運営主体及び支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行うものとします。

ただし、土曜日や延長保育時間などの登所児童数が少ない開所日や開所時間には、条例の基準に適合する範囲内において、複数の支援の単位を合同して育成支援（合同保育）を行うことができるものとします。

3 職員体制

(1) 運営法人は、支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2人以上配置するものとします。ただし、1人を除いて補助員に代えることができるものとします。

(2) 運営主体は、児童福祉事業に従事した経験がない者を補助員として配置しようとする場合にあっては、職場内での実務を通じた教育訓練（OJT）の期間を設けた後、配置するよう努めるものとします。

(3) 運営主体は、在籍児童数が40人を超える支援の単位にあっては、支援員等を3人以上配置するなど、必要に応じて(1)の支援員等を加配するよう努めるものとします。

(4) 運営主体は、(1)の放課後児童支援員のうち、常勤の職員1人を主任支援員として配置するものとします。

(5) 運営主体は、各学童クラブに当該事業所の管理運営に関する責任者（以下「事業所長」といいます。）を1人配置するものとします。

なお、同一の建物に複数の学童クラブが併設されている学童クラブにあっては、当該併設の学童クラブの事業所長を兼ねることができるものとします。

また、事業所長は当該学童クラブに属する支援の単位（1単位に限ります。）の放課後児童支援員（主任支援員を含みます。）を兼ねることができるものとします。

- (6) 運営主体は、障害のある児童を受け入れるときは、障害児支援員を配置するものとします。

この場合において、運営主体は、(1)の支援員等に障害児支援員を加配（障害のある児童1人又は2人の場合にあっては障害児支援員1人以上、障害のある児童3人以上の場合にあっては障害児支援員2人以上）するよう努めるものとします。

4 研修

- (1) 市、運営主体及び支援員等は、研修を通じて、児童の支援、学童クラブの運営及び保護者・学校・地域等との連携において必要な知識や技能など、支援員に求められる資質や専門性の向上に努めるものとします。

- (2) 市及び運営主体は、その主催又は共催により、支援員等を対象とした研修会等を年度ごとに複数回実施するものとします。当該研修会等の実施にあっては、すべての支援員等を対象とした児童の育成支援に関する研修、障害児支援員等を対象とした障害のある児童の支援に関する研修、事業所長及び主任支援員等を対象とした学童クラブのマネジメントや連携等に関する研修、各運営主体や支援員等が相互に学び合う実践発表や事例検討等のワークショップ形式の研修など、研修内容の充実に努めるものとします。

- (3) 支援員等は、職務の一環として研修に積極的に参加するほか、自己研鑽・自己啓発に励み、知識及び技能の習得、維持及び向上に努めるものとします。また、研修等で学んだ知識や技能を職場内で共有し、各学童クラブにおける運営と育成支援の質の向上に努めるものとします。

- (4) 運営主体は、支援員等が研修に参加する機会を積極的に確保するほか、職場内での実務を通じた教育訓練（OJT）や支援員等が研修等で学んだ知識や技能を職場内で共有する機会の確保に努めるものとします。なお、支援員等が職務の一環として研修に参加するための費用は運営主体が負担するものとします。
- (5) 放課後児童支援員は、都道府県等が行う放課後児童支援員等資質向上研修を受講するよう努めるものとします。
- (6) 補助員は、都道府県又は市町村が行う子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修（放課後児童コース）を受講するよう努めるものとします。
- (7) 障害児支援員は、障害のある児童の受け入れに必要な研修を受講するものとします。

第 5 章 施設及び設備等

1 専用区画

- (1) 設置主体は、各学童クラブの開所時間を通じて専ら入所児童の適切な遊び及び生活の場としての用に供する専用区画（保育スペース）を設けるものとします。
- (2) 設置主体は、専用区画の面積を定員 1 人当たり 1.65 m² 以上確保するものとします。
- (3) 設置主体は、複数の支援の単位により育成支援を行う学童クラブを整備する際には、支援の単位ごとに専用区画を区分するなど、適切な児童集団の規模による支援の提供に適した専用区画の形態に配慮するものとします。
- (4) 運営主体は、保育料等以外に料金を徴収して任意の希望者が参加する自主事業（学習支援や習い事等）を行う場合は、当該自主事業の参加者以外の入所児童の遊び及び生活のための活動を妨げないように、学童クラブの専用区画以外の場所又は開所時間以外の時間に行うものとします。

2 施設、設備及び備品等

- (1) 設置主体及び運営主体は、専用区画のほか、支援の提供に必要な施設の機能、設備及び備品等を備えるものとします。その場合においては、以下の①の施設の機能及び②の設備・備品・消耗品を備えるよう努めるものとします。

なお、複数の支援の単位により育成支援を行う学童クラブにおいては、その規模に応じた円滑な支援の提供に配慮した施設の機能及び設備・備品・消耗品を備えるよう努めるものとします。

① 施設の機能

トイレ、静養スペース、事務スペース、台所、玄関、廊下、手洗い場、足洗い場、収納スペースその他必要な機能

② 設備・備品・消耗品

空調設備、消火設備、防犯設備、児童用ロッカー、下駄箱、児童用テーブル、本棚、鍵付き収納庫、事務机・椅

子・事務機器等、電話・FAX、冷蔵庫、洗濯機、傘立、掃除用具、寝具、救急箱、AED、掛け時計、書籍、玩具、テレビ・プロジェクター・DVDプレーヤー等、調理設備・調理器具・戸棚・食器、フローリング・フロアマット・畳等、防災頭巾、連絡用ポケット、出欠簿・タイムレコーダー・ICカードリーダー等、掲示板・黒板・ホワイトボード等その他必要な物

- (2) 設置主体は、障害のある児童も学童クラブが利用できるよう、スロープや多目的トイレの設置など、施設のバリアフリー化に努めるものとします。

第 6 章 衛生管理及び安全対策

1 衛生管理

- (1) 運営主体及び支援員等は、施設・設備を清潔に保つほか、手洗いうがいを励行するなど衛生管理に努めるものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、食料・飲料は適切に管理し、食中毒の発生防止に努めるものとします。
- (3) 運営主体及び支援員等は、食中毒や感染症が発生した場合は、市及び保健所に報告するとともに、適切に処置し、二次感染の防止に努めるものとします。
- (4) 運営主体及び支援員等は、食中毒や感染症発生時のマニュアルを作成し、対応方法について職員間で定期的に確認・見直しをするよう努めるものとします。また、対応方法について保護者へ周知するものとします。

2 安全対策

- (1) 運営主体及び支援員等は、施設・設備を定期的に点検し、安全確認を行うものとし、施設・設備に異常があった場合は、速やかに必要な措置を講じるものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、児童の登所や帰宅について、必要に応じて市及び学校、地域、その他の関係機関と連携し、児童の安全確保に努めるものとします。
- (3) 運営主体及び支援員等は、事件や事故、災害に関するマニュアルを作成し、対応方法について職員間で定期的に確認・見直しをするよう努めるものとします。また、対応方法について保護者へ周知するものとします。
- (4) 運営主体及び支援員等は、事件や事故、災害に関する訓練を定期的実施し、不測の事態に対応できるよう備えておくものとします。

第7章 学校及び地域等との連携

1 学校との連携

- (1) 運営主体・事業所長・主任支援員・支援員等は、児童の生活の連続性を確保するため、日頃から学校及び保護者と情報交換・共有を図るなど、日常的な連携に努めるものとします。
- (2) 市（市教育委員会教育総務課）及び学童クラブ（運営主体、事業所長及び主任支援員）は、小学校区ごとに学校と三者協議の機会を持ち、相互の円滑な連携に努めるものとします。
- (3) 市、運営主体・事業所長・主任支援員・支援員等は、入所児童の活動の幅を広げるため、学校運営に支障のない範囲内で校庭や体育館、特別教室等を利用できるよう学校との調整に努めるものとします。

2 地域等との連携

- (1) 運営主体・事業所長・主任支援員・支援員等は、学童クラブが地域から認知され、親しみを持ってもらう機会として、また、地域で児童を見守り支えてもらう観点から、地域のボランティアや自治会、民生委員・児童委員、児童福祉施設、高齢者福祉施設その他地域住民・団体・関係機関等と交流や情報交換を行うよう努めるものとします。
- (2) 運営主体・事業所長・主任支援員・支援員等は、公共施設その他の様々な地域資源を利用し、児童の活動の場や交流の機会の拡大を図るよう努めるものとします。

3 市及び運営主体相互の連携

- (1) 運営主体は、相互の情報を交換し、市と密に連携・協力して本市の学童クラブ全体の均衡ある発展と運営の質の向上を図るため、流山市学童クラブ運営法人連絡協議会（以下「協議会」といいます。）を組織するものとします。

- (2) 協議会は、市（市教育委員会教育総務課）及び運営主体による連絡会を定期的に開催し、相互の連絡及び調整と情報共有を図るものとする。
- (3) 協議会は、その主催又は市との共催により、支援員等を対象とした研修会等を年度ごとに実施するものとします。

流山市学童クラブガイドライン（案）

発行 平成30年2月
編集 流山市教育委員会 学校教育部
教育総務課 学童クラブ運営係
発行者 流山市教育委員会
千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
電話 04-7158-1111

